

日本資本主義における従属労働関係の法的構造 (その五)

—産業資本確立期を中心とする研究—

宇 田 卓 郎

(教育学部・法律学研究室)

On the Legal Construction of the Dependent Labour Relations in the Capitalism in Japan (*Part 5*)

— A Study at the Age of Establishing Processes of Industrial Capital —

By

Ziro UDA

(Juristical Seminar, Education Faculty, Kochi University)

労 務 管 理 (補 説)

われわれは前章までにおいて、各種能率増進方法(実与制度など)、「工場懲罰」、寄宿舎制度を、工場経営者の行う労働行政の基幹的部分を形成する労務管理の概念の下においてとらえたのであるが、これらは一般的には、いわば制度化された、資本の労働力管理の歴史的な諸形態としての意味をもつものであり、部分的には、その後大正期に入ってもながく、その存在性格を若干変化しながらも、持続されたものの原型をなすものでさえあった。ところで、制度化された意味における労働力管理の形態ではないが、労務管理の問題に関連し、今一つ、過渡期における、工場経営者の頗る変態的な労働力管理・支配の形態として、簡約に附言しておきたいことがある。以下の如くである。

— われわれが問題とする時期における〔女子〕労働者の無教育の状態については、政府調査「職工事情」(特に第1巻所収の各業種別の「風紀」の項)や「日本之下層社会」の著者が詳細に報告するところであるが、彼等の無知、無教育は、経営者、監督者、寄宿舎室長たち、さてはまた男女労働者の便乗し利用するところとなり、その倫理観念の欠如とも相俟って、職場の風儀頹廢を醸成する要素ともなり⁽¹⁾、やがて、また労働関係の近代化をはばむことに、側面から何程かは影響をもったことも、あながち否みえないものがあると考えるのである(例えば、下記備考の(2)を参照)。

〔備考〕

(1) 彼等の教育程度的一端を示すものとして、「職工事情附録二」に記録される、元紡績女工と「職工事情」政府調査員との間における問答要領中の次の部分が引用される。

「乙 字ハ読メヌ、尋常二年生迄学校ニ行タケレドモ忘レテシマッタ。

甲 私ハ学校ニハ行カン、自分ノ名前丈ケハ知りテオル。」⁽²⁾

なお、彼等の教育程度に関する事情については、「日本之下層社会」の著者によって同書の中に詳細に報告されている。⁽³⁾

(2) 「女工ハ十四才位ノ幼年者ニテ肩上ゲノ在ル内ニ男子ト情ヲ通ジ、幼少ナルニ不拘妊娠スル者モアリ、過日モ三十才位ノ女工ナリシガ濫ニ情夫ヲ作り遂ニ其結果懐妊セシモ誰レノ胤ナルヤ明ナラズ、且又雪隠ニテ出産セシニ何時生レシヤラ知ラザル如キ白痴者アリ、何時モ一般職工ノ鬪者トナレリ。」(「職工事情附録二」、紡績女工の「職工事情」調査員に対する談)⁽⁴⁾ という状態にあり、そのかくの如き無知は彼等女子労働者の市民的意識の欠如の温床をなすか、あるいはこれと結合して、経営者の封建的な労務管理を強化せしめるに役立ったことを認めざるをえない。

ところで、かかる無知と貞操感の欠如に加うるに、身分的=絶対的支配の観念に依存する経営者

の絶対的な権力が生み出した、農奴制のあるいは奴隷所有制的な過度労働の至酷と、かかる肉体磨滅的強制労働の疲労をいやすことを不可能ならしめる、囚徒拘禁の寄宿制の下において、〔女子〕労働者は、例えば

「遠國カラ来テ居ル女工ハ慰メテ呉レル者モ少イデスカラ自分デ泣クヨリ外仕方ガナイノデス、斯ク心細キ境遇デスカラ遠國ノ者ハ早クカラ情夫ヲ一人カ二人ハ必ず持ッテ居マス。」⁽⁵⁾（「職工事情附録二」）

という、元織物女工の「職工事情」調査員に対する談や、

「妙齡ノ女子ガ遠ク故國ヲ離レ団欒ノ楽ヲ失ヒ父兄ノ監督ヲ脱シ乾燥無味ノ工場生活ヲナスヤ自ラ快樂ヲ他ニ求メザル可ラズ、於是乎買喰ニ非ンバ乃チ情慾ヲ充サントスルニ至ル、是ヲ以テ女工ガ男工又ハ附近ノ壯者ト情ヲ通ズルコトハ殆ソド一般ノ事ナリ。」⁽⁶⁾

との「生糸職工事情」の報告に示される如く、本能への牽引に促進される事態におかれていたのである。

然るに、労働者のこの本能への牽引感を満足せしめることは、また、経営者が能率増進即ち労働力の留置の有力な手段として利用するところとなったのである。

例えば、紡績工場において、

「一日私が監督ノ下ニ在リシ年若キ女工ガ中途ニテ頭痛ガスルトカニテ帰宅ヲ望ミシニ依リ、私ハ之ガ引留策トシテ猥褻ナル談話ヲ以テ之ヲ慰メシ之レニ紛レテ笑ヒ出シ其日ハ無事ニ執務セリ」（また）「会社ニヨリテハ前記ノ如キ猥リナルコトヲ為シ、男女情ヲ通ズルモ之ヲ嫌ハズ、却テ他ニ転ズルコトナク落付クト云ヒ寧ろ喜ブモノアリ。」⁽⁷⁾（「職工事情附録二」、紡績女工の「職工事情」調査員に対する談）

生糸工場においても、

「〔小工場ニ在ッテハ工場主又ハ其子弟ガ女工ノ節操ヲ傷クコトアリ、又事務員及ビ見番等ガ其地位ヲ利用シテ女工ニ臨ムコト往々之アリ〕己甚シキハ是等ノ者ト女工トノ関係ヲ籍ッテ女工ノ勤続ヲ図ル所ノ工場アルヲ聞ケリ。」⁽⁸⁾（「生糸職工事情」の報告）

これらは即ち、明らかに、また、身分的差別意識を基底として、工場経営者の支配的地位と、封建的なそれとが結合したところに現われる、労働者人格の独立を無視する、即ち身分的＝絶対的支配の事態である。恰も、寄宿舎制度にみる如く、労働力の留置・能率増進という経済的要求に根ざしつつ、そこにもまた経済的強制（*ausserökonomischer Zwang*）が支配しているというべきである。角度をかえていえば、右の事態は、近代性をはるかに越えた、即ち封建的方式に依存する、労働力の留置が意図されていることを示すものであるが、かくては、繰返えずようではあるが、近代的意味における、生産要素としての労働力の商品性は、従ってこの意味での労働力的人格的存在は、阻害されて自己貫徹をしない関係が、幾重にも累加されていることを明白に知りうるわけである。

かくして、これによってこれを覗れば——ここに至るまでの全分析により明らかにされたところを想えば——、かくの如き身分的隷属関係——労資関係についていえば、身分的支配の形式に依存する、労働力の、〔産業〕資本家の「自己関係」（Hegel）——の存在は、あえて農業生産関係のみの特質ではなく、初期の工場生産関係においても、機構的事実として、公然妥当していたというべきである。

〔註〕

(1) 註(8)を附した、本文における生糸工場にかかる引用文を参照。

また、紡績工場においても「女工中男工及主任ト情ヲ通ズル者アリ……又一人妊娠セシ者アリ、直チニ通動ニ廻ハサレシト云フ、男工及主任ハ女工ニ戯ル者多キ云々」（明治35. 7, 紡績女工の「職工事情」調査員に対する談、「職工事情附録二」、「職工事情」第3巻 298頁）。

(2) 明治34. 2, 「職工事情」第3巻 208頁。

(3) 横山源之助「日本之下層社会」、岩波文庫版180～2頁参照。

- (4) 明治34. 1談, 前掲 第3巻 197頁.
- (5) 明治35. 10談, 前掲 第3巻 323頁.
- (6) 「職工事情」第1巻 205頁.
- (7) 明治34. 1談, 前掲 第3巻 200頁.
- (8) 「職工事情」第1巻 205頁.

〔労働管理関係概括〕

右の「補説」を終るにあたり、主として労働管理の面に関する分析（就中、体罰、寄宿舎制度などを中心とする）を一応ふりかえりつつ、それに労働条件に関する部分にも想いを致しながら、簡単な覚書を一、二記述しておこう。

先ず最初には、工場生産の媒介契機についての反省である。端初的工場生産を媒介する契機は、一般論によって明らかにされた、単なる、所有関係の規定する〔これが支配する生産過程＝直接労働過程において現象する〕強制にはあらず、その上に、所有関係の支配が身分的結合の原理に依拠したところの、自由なる法上の人格に対する身分的な支配隷属＝強制の規定性を過渡的に追加したものとなしうる、との理解のみに止まることでは不充分であって、既に示唆した如く、それは、労働時間終了後、一旦生産手段との結合から切り離されて寄宿舎に収容された労働力〔寄宿舎内労働力〕の担当者に対する身分的支配〔＝一種の経済外的強制〕によって支えられ、これと不可分の関係において結合するところの強制である。そして、かくの如く、直接労働過程のみか、労働時間外の私生活においても、即ち労働力の再生産過程においても、逃亡に対する体罰や拘禁的寄宿制を典型として、強制＝身分的支配隷属の関係の規定性が支配するところに、初期の近代的生産関係——全工場労働生活——における直接生産者＝労働者の存在形態＝規定を把握しようと同時に、また、産業資本の確立過程の段階における、労働力の社会的存在性格の主要な一側面をも、そこに、見出すのである。

そして右のことは、これを別言してみれば、次のことを知らしめるものである。労働力の基本的形態が法上人格＝権利主体として存在する社会的条件の下における、不自由不平等＝隷属関係（Abhängigkeitsverhältnissen）——身分的要素を混在した——（それ自体は法原理的には濃厚に異質的な関係）を、直接労働過程においてばかりか、その物質的基盤としての労働者の私生活〔＝寄宿舎〕——そこは、本来、工場経営者の社会的権力の支配——所有関の支配——が及ぶことのない、一般市民的規範原理が妥当すべき関係——においても、定着せしめられることにおいて、歴史的形態としての資本主義が未だ十分なる発展をみないわが明治期の段階においては、かの労働力調達過程、法的に表現すれば雇傭契約の締結過程においてみられた労働力支配の封建的形態（一種の物権的支配〔＝強制〕の要素を含む——従って近代性を著しく欠如する事態）をも看過しない限り、また一般論が明らかにするところの、社会的生産における労働力の一般的基本形態が、直接労働者自身にとって、彼に属する商品の形態をとって現われる（労働力の、労働力担当者＝労働者にとっての自己関係）、という近代資本制の必然性は、全工場機構の内面に所有関係の支配が封建的要素（身分的結合の原理）と結合して及ぶことによって、自己貫徹をなしえなかったことが十分に理解されうることである。更に換言すれば、市民社会の原理であり、資本主義社会の基礎をなす契約自由の基本原則によって担保される、労働力の商品性は、資本制的法則と資本制の生産技術構造の内面的要求とが相俟ちつつ、しかもそれらが産業資本家の身分的な恣意の絶対性と結合することによって、それさえも未だ資本制範疇的に確立することはなかったのである。

これを法の観点から表現すれば、即ち、社会の近代化を志向する民法典の制定実施にもかかわらず、この民法典の中に採用された近代的原理——契約的（vertragsmässige）の関係——が、再びいうが、部分社会としての工場生産関係——全工場労働生活関係——に貫徹しえなかったことであ

る。これらの点は、それがむしろ単純な常識論にすぎないことではあっても、われわれの論究の主旨からすれば、一応記述しておくべき意義を認めるものである。

而して、終りになお一言加えるならば、次の点が注意されてよいであろう。かくの如き、法原理に著しく矛盾する社会的支配関係が支配的存在を示す事態は、その根源を、単に、近代個人主義的自由主義的市民法（典型的には民法）の抽象性・一面性にのみ帰せられるべきものではなく、それらの事態はまた、労資双方において未だ濃厚に残存する封建的意識——特に資本の側に存する封建的性格——に依存するの割合が少なからざることを看過しえない。つまり、生産過程に限ってのことではないが（然し、基本的には生産過程＝労働過程が問題となる）、それを中心とし、労務管理関係全体についていえば、そこにおける市民法の自己矛盾の露呈は、工場経営者の経済的支配権の封建的形態における濫用によってもたらされた、特殊な過渡の歴史的事態である。そしてそのことと同時に、近代的原理を、工場経営者が、前近代的観念の下に専ら恣意に依存して、度外視することから生み出された、かかる半封建的な労働生活を、直接的に媒介する主要な契機としての客観的条件は、依然として解消しえなかった、農村生活を規律する封建的原理であったことも、また忘れられてはなるまい。そして、これら全体を確保し、定着せしめるべく作用するものこそは、半封建的・絶対主義的・政治的支配形態であったのである。

補 講

資本の社会政策〔労働力の保護＝扶助〕

前章を以て、われわれが基本的な課題としたものに関する分析は、一応終ったのであるが、一方においては、われわれがこれまで資料としてしばしば引用してきた「職工事情」の報告や、その他の文献中にも、労働者の「救済」施設に関する記述が存することであるし、また他方において、前章までにおいて明らかにされたと考える、労働者の初期的工場生産関係における従属的地位の法的構造を、更に裏づける一環の要素となすために、労働力が毀損した場合における、工場経営者の行う「救済」の問題も取り上げ、その法的性質を考察することにした。「補講」とした所以である。

ところで、前章までの分析が示した如く、身分的な隷属関係——絶対的支配の関係が、資本制的工場生産関係の内面における労資の支配関係の中に、体系的なものとして織りこまれて存在するところにおいて、そこに行われる労働力の保護〔職工の疾病負傷に対する救済〕——「職工事情」における表現〕が、近代的と呼ぶに値する性質のものでありえないであろうことは、凡その推察をなしうところであろう。だが、それにしても、単なる推察に止めず、残された余白の許す範囲において、その実相に一応ふれてみなければならぬ。

—

一 労働力＝労働者に対する身分的＝絶対的支配が結果したものとして、労働法的視角から、何よりも先ず、われわれが“問題”としなければならないことは、労働力の担当者が観念的な法上的人格者存在であることの前に、生きた人間であることにより、あるいはいいかえれば、労働力が労働者の唯一の財産であることにより、人格＝身体と不可分離な労働力・全体の磨滅、即ち「人たるに値する」生存条件が剝奪されるの一事である。具体的にいえば、工場経営者の絶対的決定に基礎づけられる、隷農的な低賃金と、農奴制のないし奴隸制的な桎梏の上に累加される近代的資本制的な過度労働、さては劣悪な作業設備と環境⁽¹⁾、更にはまた拘禁所的寄宿舎生活（動物虐待の粗食を含む）への束縛などの直接の結果として生じたものは、高度の罹病率（特に「結核工女」の老大な発生）と災害率である⁽²⁾。工場法制定の重大且つ直接的な社会的根拠をなしたものが、これらの

事態に関するものであったことは、また当然であった⁽³⁾。

ところで、直接労働過程においてはもとより、労働力の再生産の場所たるべき筈の寄宿舎内における生活においてさえも、生産要素としての労働力の人格的存在に対する「配慮」の欠如を基抵とする、無規律的恣意の絶対的支配＝強制（Zwang）が支配するところにおいて、個別資本の近代的な意味での社会政策の存在を発見し、あるいは云々する余地がありうる筈はなかりうし、よし“社会政策”なる言葉を付するとしても、その具体的な表現形態としての、疾病・災害に対処する医療施設や、いわゆる「扶助」制度が、如何なるものであったかは、また期してまつべきものがあるであろう。農商務省調査「職工事情」その他の文献がまた、これらを詳細に実証している。

二 (1) 先ず、医療施設をみよ。

近代的大工場制＝紡績工場においてさえも

「近時紡績工場ハ一般ニ工場衛生ニ注意スルノ傾向ヲ生ジ、寄宿舎内ニ特ニ病室ヲ設ケ中ニハ別ニ伝染患者ノ隔離室ヲ設クルモノアリ、然レ共常設医師及看護婦ヲ置クモノハ寧ロ僅少ニシテ多クハ附近ノ開業医若クハ病院ト特約ヲ結ビテ治療ヲナサシメ、看護ニ必要ナル知識ナキ老婆ヲシテ看護ヲナサシム、要スルニ病室ノ構造ハ稍可ナルガ如キモ内部ノ管理ハ多クハ不完全ニシテ其結果肺病患者ノ如キ伝染性ノ疾病ニ対シテ予防ノ注意充分ナラズ……………」

「工場医ハ疾病ノ申出ヲ為ス者アルモ或ハ単ニ容貌ヲ望診シ或ハ極テ粗漏ノ診断ヲ下シ輕症ト認ムルモノハ大抵之ヲ工場ニ入ラシム、斯ル不親切ノタメニ往々不測ノ重患ニ陥ル者アリ。」⁽⁴⁾（「綿糸紡績職工事情」の報告）。

まして、マニュや家内工業的小工場においては、事態はなお更に恣意的であり、従って一層劣悪なものがある。

「各地方ノ工場中殊ニ病室ヲ設ケ或ハ常備ノ医師ヲ置ク処ハ殆ンド指ヲ屈スルニ足ル程ナリ、多クノ工場ニ於テ病者アルトキハ之ヲ寄宿舎ノ一室ニ入レ隨時医師ヲ招クノミ。」⁽⁵⁾（「生糸職工事情」の報告）

「工場組織ノ工場ニ在テハ負傷疾病救済ニ関シ多少ノ設備アル病室ヲ設ケ、囑托医ヲシテ日々若シクハ隔日ニ来ラシムル等工女ノ疾病ニ付キ多少注意スル所ナキニアラザルモ、其名存シテ実無キ所多シトス。

「自家製造ニ類スル小工場ニ至リテハ病室ノ設ケナク、囑托ノ医師モナク工女ノ病氣トテ々々医師ノ診察ヲ受ケシムルニモアラズ、売薬等ヲ与ヘテ寝所ノ一隅ニ臥セシメ置クニ過ギザルモノノ如シ。」⁽⁶⁾（「織物職工事情」の報告）

以上の事態によって明らかなことは、第一は、医療設備としての福利施設が欠如することであり、第二は、本来身分的結合の関係に立たない労資間において、身分的關係を確立しつつ、相手方の保護に対する配慮を右の如く欠如する意味において、身分的支配は正に絶対的支配と結合していることである。而してかかる事態は、また生産過程＝労働関係に現われる身分的＝絶対的支配関係に対応しつつ、さてはまた、労働力調達方法たる「争奪」「誘拐」に対応するものとみるべきものである。

(2) 医療設備にして右の如くであるとすれば、災害疾病に対する扶助に至っては、推して知るべきものがある。

小工場＝織物工場やマニュ・生糸工場にあっては、例えば「生糸職工事情」が

「負傷ニ関シテモ亦救済ノ方法ヲ設ケタルモノ甚ダ少ナシ……而シテ負傷疾病ニ関スル共済ノ制度ハ生糸工場ニ於テハ全タク之ナシ。」⁽⁷⁾

と報告する如く、扶助制度は皆無に等しく、工場主の恣意 Willkür に委ねられたにすぎない。小数の大工場＝織物工場が、

「力織機ヲ使用スル工場ニ於テハ皆ナ職工規則中ニ職工負傷救済ニ関スル規定ヲ設ケ職工就業中業務ノ

為メ負傷シタルトキハ治療ヲナシ療養中相当ノ手当金ヲ給与シ、其療疾トナリ又ハ死亡シタル者ニハ相当ノ扶助料ヲ給与スト定ムル等各工場共略其規定ヲ同フセリ。」⁽⁸⁾

との「織物職工事情」の報告が示す如く、業務上の災害に対する扶助制度を就業規則に成文化し⁽⁹⁾、また近代的大工場制＝紡績工場において「共済組合」制度を設置したと伝えられているが（備考参照）、何れも、規則は有名無実化していたものの如くである⁽¹⁰⁾（なお備考参照）。

〔備考〕

富士紡績「職工病傷保険規則」及び鐘紡本工場「救済会規則」は、その代表的な事例である。前者は6章42条、後者は5章22条にわたり、相当に具体的な規定をおいている。⁽¹¹⁾

繊維工業よりは、はるかに高率の労働災害を出し、しかも男子労働力を大宗とした機械金属工場においてさえも、「日本之下層社会」の著者によれば、次の如く報告されている。

「紡績工場に比せば危険の度等しく、むしろ其の上に出づる鉄工場に於て、救済方法に就き未だ十分なる設備あるは少なきが如し……砲兵工廠にては、労働中負傷或は死亡することあるも四十円許下賜せらるることあるのみにして、他に何等の手当なく……

「併しながら世間工場法案等の問題喧しきが故か、或は自然の機運は其の設備を促せるにや、近来処々に職工救護の規定を設け……来りたるが如し……本年八月砲兵工廠は……し、石川島造船場は……を組織し、長崎三菱造船所にては詳細に職工救護法を制定して方式に実行の緒に就かんとするが如き、兎に角も何等の救済方法なき我國工業界にては珍として重んずべきなり……

「要するに、今日二三の工場に職工救済の事なきにあらずと雖も、貯金、疾病保護、遺族扶助等に就き一工場として未だ十分なる規定なきは余輩断じて我國工場の大欠点なりと言はん云々」⁽¹²⁾

次に、扶助方法についてみる。

業務上の治療法は、紡績工場においては、経営者側において負担するのが少なくないが⁽¹³⁾、その他の工場にあっては労働者の負担とし、これを賃金より差引くを普通とする⁽¹⁴⁾。而して、その扶助額は、紡績工場において、死亡、重傷の場合に対しても、通常2、30円、多きは5、60円を出でない⁽¹⁵⁾。

以上によれば、扶助施設は、いかなる意味においても、中小工場には存せず、巨大紡績工場においてのみ先ず出現し（註(12)に示した「日本之下層社会」の個所の記述参照）、次いで巨大軍事工場において現われ始めた如くである。

しかも、この場合注目すべきは、右の如き徹々たる扶助も、その額は専ら経営者の一方的認定〔恣意＝絶対的決定——後述〕に任されるを常としたことである。例えば、「綿糸紡績職工事情」の報告によれば

「……工場規則ニ於テ予メ一定ノ額ヲ設クルモノ稀ナリ、多クハ唯最高額ヲミ明示シテ其以下ニテ各般ノ事情ヲ商榷シテ之ヲ定ムルナリ。」⁽¹⁶⁾

であり、また、「生糸職工事情」の報告によるも

「負傷ニ関シテモ亦救済ノ方法ヲ設ケタルモノ甚ダ少ナシ、往々工場主ノ慈善ニ依ッテ臨時処分セラルルアルノミ。」⁽¹⁷⁾

二

一 既に体罰の項において記述した、労働強制の実態、あるいはまた、寄宿舎の拘禁制的性格とその内における奴隸的粗食の事態、さてはまた、農奴的奴隸的過度労働の実態によっても明らかな如く、工場生産の内部において使用される労働力に対しては、資本の側においては近代的な配慮が著しく欠如していることは、しばしば指摘したことによって十分知った筈である。即ち、かくの如き、生産要素としての労働力の基本的形態が法上自由な人格的存在であることを無視した事態は、

資本の労働力使用ないし管理が、一般論的な所有関係の支配＝規定性が身分的形式に依存したことによって、生み出されたものに外ならない。そして、かくの如き、生産要素として現われることにおいて権利主体性を発揮しうる労働力の主体的側面に対する配慮の欠如は、例えば

「病ニテ困リ居ルモ葉吞シ與レザルヲ以テ苦痛ハ日ニ募リ……遂ニ仕事ハ出来ザルハ勿論歩行モ困難トナリシヲ以テ遂ニ且那ノ云フニハ汝ノ様ナ者ハ何ニモナラヌカラ今日カラ出テ行ケト謂ハレシヲ以テ云々」⁽¹⁸⁾（織物女工の「職工事情」政府調査員に対する談、「職工事情附録二」）

という事態に典型的に示されるのであるが、資本のかかる奴隷所有者的支配（能率増進、従って利潤の増大に寄与しえないような状態に陥った労働力は、これを、工場外に一方的に追放〔解雇〕する、という労働力支配）を可能ならしめる、身分的な資本の絶対的権力の下において、工場災害の犠牲となった労働者に対する救済としての扶助が、実はその他の機能に依存することによって、その仕方が、いかに近代的と呼ぶに値しないものに決定されたかは、上述一の記述によって、問題は一応解消する。

即ち、ともあれ、工場災害に対する労働者の救済は、初期の工場生産においては極めて不十分であり、その救済の程度も原則として全く工場経営者の一方的決定に委ねられたこと、更にまた、稀に就業規則中に救済方法及びその金額などを定める場合にも、それとて実際には有名無実となっていたことを、知りえた。

二（一） さて、右の就業規則中に扶助を規定する場合において、この規則に基づき、経営者の契約責任の履行を期待することをうるかということと考えた場合、それはどうであろうか。このことは、既にわれわれが十分に理解しえた如く、労資関係がその総体において契約原理の下に律するをえないものであることからすれば、一般的には、むしろ不可能だといわざるをえない。また他方においては、法律的手段を求めるとすれば、工場災害につき、かの民法上の不法行為責任論（〔明治〕民法典第709条）を応用する可能性が存するが、然しこの場合においても、また、労資関係が封建的方式に依存する絶対的支配服従の関係として確立されるところにおいて、殊に労働者の絶対的服従意識の上からは、労働者が経営者に対して、独立の個人と個人との関係を前提とする損害賠償責任を追求することも、あるいはまたかかる責任を問うとしても、十分な救済をうけうるかも、十分には期待しえないといわねばならぬ。ましてや、加害者個人の過失を法律的要件とする民法上の不法行為責任を、経営者の主観的意思と無縁に、工場労働に不可避免的に結びつく如き災害に対して、追求することは困難なることをも、考慮すべきである。

（二） 右によってわれわれは、労資関係の中に、契約原理に濃厚に異質的な、従ってそれを以ては律しえない関係〔身分的＝絶対的支配関係〕が確立されているところにおいて、近代法典の原理たる不法行為理論ないし契約責任の観念を、工場災害についてそのまま応用してみても、その効果（労働者救済）は極めて期待し難いものがあることを理解しえたが、この点は、今の場合には、右に述べたことを繰返えすようではあるが、次の二つの面から理解されるべき事柄である。即ち、一方において、労資関係に、近代法秩序の中に支柱をもたぬ絶対的支配の思想が支配的であること、他方においては、工場災害は、工場生産の技術的側面での、即ちいいかえれば生産手段の支配の側面での、必然性をもった近代的な問題であり、それ自体は、近代的生産設備から生ずる特殊の危険から生じた災害であるという特質をもつことである。

かくの如く、これら何れの面からしても、個人主義思想に立脚する不法行為理論あるいはまた契約責任の理論を工場災害に適用し難いとすれば、扶助（補償）が、少なくとも法律上の義務（責任）として、当時の工場生産関係に現われないが故に⁽¹⁹⁾、法律上（私法）は労働者の救済手段は著しく欠如的であるか、あるいは皆無に等しいことになる。

三 してみれば、労資双方において法律上の責任（故意過失）が存しない場合、工場災害につい

ての労働者の救済〔＝扶助〕は、労働者は、生産関係の中へくみ入れられ、生産手段と結合することによってのみ生活をなすうる、即ち、別言すれば、労働力は生産要素として現われるところにおいて、その人格的存在を發揮しうる、という資本制的必然性の基本的認識に立脚しての、労資双方における労働者の生活保障（生活保障一般では勿論なく、災害による労働力の侵害に対する保護の意である）の思想が前提とされねば、成立することにならない。

然るに、現実事態は、反って、上記の如く、労働者に対する加害が工場生産の内面での問題、即ち労資関係＝社会的関係を背景とするにもかかわらず、端的に言えば所有関係の支配の下での（生産構造の人的物的生産要素の集団的組織的關係）事件であるにもかかわらず、扶助は、労働者の生活保障の思想を前提とする、資本の責任と観念されずに、まして侵害をうけた労働力の担当者＝労働者ないし労働力そのものの側からの要請は基本的には顧慮されることなくして、専ら資本の立場において、それ自体は一つの労働条件であるが故に、他の労働条件と同じく、経営者の恣意的決定〔絶対的決定権〕に委ねられたに止まったのである。

このことは、然し、考えてみれば、敢えて異とするには足らぬことでもある。蓋し、右の如き事態の一般化は、既に罰金制に関する分析の中に示されたことであるが、生産設備の整備も、労働者の生産上の技術的訓練の問題もは、これを度外視し、ただあくまでも、苛酷な過度労働への駆使〔強制〕のみを意図した、その労働過程において発生した——かかる意味での労働過程において、ここにいう災害も発生したとみるのが現実的である——些細なる事故についても、労働者に対して、何等の対価を伴わない絶対的責任を転嫁する、資本の封建的な専断主義、思想に相对应する事態とみるべきものであるからである。

三 （扶助の法的構造）

前言がやや長文にすぎたようであるが、最早そろそろ結論を急がねばならない。

一 前章に至るまでの諸種の問題に関する分析を総合した結果明らかに導き出されることでもあり、また上記においても言及したのであるが、端初的工場生産関係において、経営者の側に、扶助を自己の義務として観念する意識が存在しなかったとすることは、最早謀々を要しないことであろう。即ち、少なくとも、本来、また法上も、身分関係に立たぬ工場生産については、その中に絶対的支配の思想が支配する限りにおいて、かかる義務意識の存在は否定されるのが必然であったといわねばならない。少しく逆説的な表現にはなるが、労資関係の中に身分的原理を強調（例えば、かの第二章に分析した雇傭契約条項を想え）しておきながら、扶助についての義務意識を欠如するところに、その身分的支配が絶対的支配たりうるのである。然し、重ねていうが、かかる記述は、殊更新しくここに行われなくとも、代表的には、体罰＝労働強制の実態、奴隷制のないし拘置制的寄宿制の実態（苛酷極まる粗食を含む）から判断して当然になされうるところのものである。何れにしても、災害救済に対する義務観念の不存在を認めるところにおいて、初期の近代的生産関係における原生的労働関係が、まさに身分的＝絶対的権力的内容を有するということが誤りでないことの証左をもっているといえるであろう。

二 扶助施設は、いわゆる「慈恵的」であり、労働力担当者＝労働者の自由意思が全く問われないう意味において、一方的配慮の表現であり、その意味において、近代的思想を求めうべくもない、といわねばならない。扶助は、産業資本家の一方的意思〔恣意 Willkür〕が惠与する立前がとられる。慈恵は、企業負担を軽減し、扶助責任を免れんとする口実となり、従ってそれは、慈恵＝扶助内容を既述の如く貧弱ならしめるは必然である。扶助が、かくの如く、資本家の慈恵（観念）に基礎づけられる限り、それは、労働者から請求しうべき権利でなく、経営者側の義務として観念されない、ことはいうまでもない。

扶助の法的構造が、右の如く、法的には権利義務の観念によって律しうるものでないものであることは、この場合、扶助は、別言すれば、労資関係を規律する封建的な絶対的支配と結合する一方的給付であり、あるいは、かかる絶対的支配の、労働力保護の面における、一表現形態としての地位をあたえられる、という意味において、それ（扶助）を理解すべきことに外ならない⁽²⁰⁾。貯金及び未払賃金債権の請求をなすことなく逃亡する（少なくとも、この意味において市民的意識の欠如あるいは未成熟が指摘されうる）事態に典型的に、その具体的な証左を求めうるのであるが、労働者側に、扶助に対する権利意識はまた存在しないと考えられることは、右の論定を裏づけるに役立つであろう。

三 要するに、当時の段階においては、扶助は、経営者の絶対的決定に委ねられた、彼の任意的・一方的給付であり、この意味において当然に、労資間に権利・義務の観念を附与するものではありえない。それは、恰も、寄宿舎制度において、あるいはまた賞与制度においてみられた如く、積極的に労働力の再生産に寄与せしめようとする、労働力の人格的側面に着眼した生活安定の思想の下に、行われたものではなく、専ら資本の側の経済的支出を軽減しようとする、資本の支配の立場に立って決定されたものにすぎない。

かくて、扶助における、労働者の従属的地位は、かようなところにおいて把握されうる。そして労働者が扶助において近代的な権利主体性を主張しえないところにおいて、それは、その美名に反し、真の意味の「扶助」ではありえない（下記*参照）。

序でに、蛇足かも知れないが、ここに一言加えておこう。

扶助が経営者の一方的決定に委ねられるの傾向は、鉱山において特に顕著であり、明治38年の「鉱業法」（同年3月7日法律第45号）の下では、所要の負傷が業務上たるや否やの認定権は経営者にあたえられたため、経営者がこの権利を濫用して、「扶助」責任を免れんとしたことについては、夙とに風早氏が指摘したところである。⁽²¹⁾

* 扶助が「扶助」たりうる、観念的基礎には、労資何れの側においても、主観的意思について、何らの瑕疵（法律的表现を以てすれば権利侵害の故意過失）が存しないと的前提が存し、かかる思想の上に立って、経営者側のいわば社会的責任、労働者側からすれば、これに対応するところの、それに対する社会的権利として意識せられるものである。扶助の社会的存在性格の基本的特質はそこにある。

当時の実定法（工場法ないし鉱業法）上の経営者が負担する扶助義務の法律的性質について論議をなすことは、われわれの目的外に属することとて、これには論及しないが、それらの実定法規に基づく、その法律的性質が、民法第709条にいわゆる損害賠償の義務とは全く別個にして、該法規に基づき発生する独立の債務であると解することだけは、先ず間違いないようである。⁽²²⁾ 上記に併せて、このことを認識することによっても、工場法が制定されても未だその実施をみななかった時代に属する、初期の工場生産における扶助の特質の理解はやや困難ではあっても、本文の論定は一応成立するものとする。

（昭和39年7月2日受理）

